

令和7年(2025 年) 4月3日
総合政策部人事課

職員の懲戒処分等について(概要説明)

■趣旨・目的

職員を懲戒処分等としたため、その概要説明を行います。

■日時

令和7年4月3日(木) 13 時 15 分

■場所

湖南省役所東庁舎 3階 大会議室

■内容

別紙のとおり

■問い合わせ

担当課名： 総合政策部人事課

担当者名： 米津

(直通) 0748-71-2312

(FAX) 0748-72-1146

令和7年(2025 年)4月3日
総合政策部人事課

職員の懲戒処分等について(概要説明)

■内容

1 処分の概要（行為当時の職名）

【懲戒処分】

①

被処分者	部長(50代)
処分年月日	令和7年3月31日
処分の内容	戒告
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

②

被処分者	次長(50代)
処分年月日	令和7年3月31日
処分の内容	戒告
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

③

被処分者	課長(50代) 2名
処分年月日	令和7年3月31日
処分の内容	戒告
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

【口頭注意】

管理監督責任を問い、部長および次長を口頭注意とした。

2 行為の概要

令和6年5月31日にあった情報公開請求に関して、公開・非公開の判断に際し、不適切な手段を採用した部分公開決定を行った。

3 市長コメント

この度、本市職員による不適切事案が発生し、職員に対し懲戒処分等を行いました。市民の皆様の信頼を損なう事態を招いたことに対し、心より深くお詫び申し上げます。今後、再発防止に向け、職員のコンプライアンス意識の向上を徹底してまいります。